

## 魏前期の人才主義

神矢, 法子  
九州大学大学院文学研究科

<https://doi.org/10.15017/24506>

---

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 3, pp.36-50, 1974-12-27. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

## 魏前期の人才主義

神 矢 法 子

## 序

魏時代の選挙制度は九品官人法に集約される。魏初この法を創設した時点では、同法の目的は豪族層の存在を十分意識しつつも、その官職授与を通じて王朝の支配を強化するところにあつた。曹氏が皇帝として実権を掌握している時代にはその精神は生きており、家格と官職との対応はさほど著しくなく、全体において健全な人才主義が大きく機能していたといえる。ところで魏の中ごろ、司馬氏が覇権を握り州大中正制度を制定したが、それ以降家格と官職との対応がすすんでくる。貴族制はこうした司馬氏執政下とその基礎固めがなされて行くわけである。しかしそこにあつても、司馬氏なりの人才主義がうち出されていて、必ずしも西晋以降のような家格・官職対応が出現していたわけではない。

本稿は以上のような観点から、魏初文帝・明帝時代の人才主義をとりあげ論ずる。魏後期司馬氏執政下の人才主義については稿をあらためて論ずる。

## 一、郡中正制度にあらわれた魏王朝の人才主義

## 一 銓衡手続き面における人才主義

曹操が後漢王朝下にその勢力を伸展していく過程において旧来の儒教的道德観念にも、出自の高低にも捉われない唯才主義的な人材登用を行なつたことはあまりにも有名である。

ところで、曹操のあとをうけた長子曹丕（文帝）が後漢の禅りを受け魏王朝を建てるが、その受禅直前に九品官人法を創設した。それは、郡国に設置した中正が、その郡国に郷里をもつ人士について郷論をきいて官吏としての資格を決め、中央の尚書吏部曹における人事一銓衡にそれが資されるというしくみのものである。（以下、司馬氏によつて州大中正制が制定されるまでの九品官人法を郡中正制度とよぶ。）ところで、この郷論が現実の郷党の輿論をそのままとるものであるとすれば、当時の郷党における実力者である豪族が、現実とその郷党の輿論を自己に都合のよいように捏造し、それがひいては選挙における人才主義の妨げとなることが予測される。このような「郷論」とするという形の選挙制度と、曹操時代

の唯才主義的な人士登用との間には大きな断層がある。曹操時代の唯才主義は九品官人法の設置と実施とによつて大きく変質している。しかしそこには魏の皇帝のとする才主義が、それなりに打ち出されているのである。それは具体的には尚書吏部曹の銓衡手続き面における才主義として機能している。以下それをみていく。

銓衡の際、決定的役割をもつのは、郡中正が決める状の内容である。最近越智重明氏は、魏王朝が受禪するにあたり、その受禪の正当性を天下の民衆の希望に副うというところにおき、それを新儒教倫理として成立せしめたという見解を提出され、併せて「郷論」をとつて決定される状が決して各郡の豪族連合の意向をそのまま反映するものではないという指摘をされた<sup>①</sup>。以下少しく私見を混えながらこの見解を敷衍して、郡中正制度下における状について論ずる。

魏王朝政権は曹操のたくわえた軍事力を基盤とする政權として成立した。しかし受禪の正当性を郷論に求めたこと、当時豪族勢力が郷曲に武断していたことがからみあつて、郡中正が郷論をとつてそれを官吏の資格とするという形式をとらざるをえなかつた。ところでそれはよほど注意しなければ選挙が豪族勢力に左右されることになる。もしそうしたことがなれば才主義は霧消する。かくて才主義をうち出し、しかも郷論をとるといふ形式をとるため、状の文句は抽象的

魏前期の才主義（神矢）

にならざるをえない。状の具体例としては、「徳優能少」（魏志常林伝）「天才英博、亮拔不群」（晋書孫楚伝）などが史料に残っているが、このような状の地域社会との結びつき、そこにおける名声いかんを捨象した表現は、右のような方面から説明される場所が多いであろう。つまりそこではたとえ郷論をとるといふ形を整えたとしても、豪族勢力の大小がそのまま官序に影響することは少なく、それだけにそこに才主義を貫き得る余地が多かつたと考えられるのである。ところで、当時魏王朝は郷閭の寒人出身の有為の才の登用につとめているが、状の抽象的表現は、その登用に際しても当然有利に作用したといえよう。

こうした際無視できぬ重要性をもつのは、郡中正がすべて京官であつたことである。それについては、魏志卷二十三常林伝註に引く魏略に

先時国家始制九品、各使諸郡撰置中正、差叙自公卿以下至于郎吏、功德材行所任、（下略）

とあり、中正となるべき有資格者は公卿以下郎吏までの京官とされているのがわかる。魏受禪当初、このような要官となつた者は、今日知り得る限りでは、大勢論的にいって、たとえ豪族出身者であつても、個人としての曹氏の臣従者としての色彩が強く、郷里の豪族層の利害代表者とは解し難い。またそれが京官であるといふことは、地方官として日常豪族層

と接触している者にくらべ、より中央の意向に忠実であり得る可能性を増すものである。ところで、そうしたことは、中央における名声・評判であり得ることをも察せしめる。これと先述の状の表現の抽象性とが相俟つて、地方に根柢をもたず、郷党に齒されぬ寒人の官達をも可能にした。受禪以前に曹氏に臣従した寒人は、このようにして郷論を得たという形で、しかし現実には郷里の豪族の意向とは一応無関係に、中央官界において官達を得たと思われる。魏志卷二十三裴潜伝註には、魏略が、徐福・嚴幹・李義ら十人を一卷に集めて列伝を編んでいたことが出てくるが、おおむね受禪以前曹氏に臣従した寒人の登進者のようであり、文帝朝から明帝朝まで官界に活動していることを知り得る。また魏志卷十五梁習伝には、魏略苛吏伝に収められているという王思・薛悌・郗嘉らのことが出てくるが、これも同様である。いずれも右の例に該当する者であろう。なお魏受禪後、状が必ずしも郷党の輿論によらずに付されたと思われる例をあげると、晋書卷三十三石苞伝に、

石苞字仲容、渤海南皮人也、雅曠有智局、容儀偉麗、不脩小節、故時人為之語曰、石仲容姣無双、景召為吏、給農司馬、會謁者陽翟郭玄信奉使、求人為御、司馬以苞及鄧艾給之、行十余里、玄信謂二人曰、子後並當至卿相、

苞曰、御隸也、何卿相乎、既而又被使到郷、事久不決、乃販鉄於鄴市、市長沛國趙元儒名知人、見苞異之、因与結交、歎苞遠量、當至公輔、由是知名、見吏部郎許允、求為小県、允謂苞曰、卿是我輩人、当相引在朝廷、何欲

小県乎、苞還嘆息、不意允之知己乃如此也とある。右は全くの下吏出身である石苞が、鄴市長の好意的な評価をきつかけに名声を得、やがて官界に登進するのに必要な状を得たことを察せしめるものである。許允は明帝時代の尚書吏部郎であるが、景令は中央尚書吏部曹の銓衡にかかると、それ相当及びそれ以上の中央官たるべき人物であるとした時点では、苞は当然郡中正の状を得ていたとみてよいであろう。右の文からは苞の名声が必ずしも郷里で得られたものでないことが察せられる。ひいては郡中正のつた郷論が、必ずしも郷党の輿論そのままでないことが推測できる。

以上見たような状の表現と状決定のあり方とは、たとえ現実に選挙が豪族層の有利に傾くのを避け得ないにしても、そこに寒微からの登進の道がふさがれるべきでないのを物語っていることとされよう。要するに、総体として郡中正制度のしくみは、豪族勢力の大小が直接中央の官序に影響することを防ぐものであり、才能本位の官吏答用を理念とするものである。

以上越智氏の見解を敷衍しながら、中央尚書吏部曹の銓衡

手続き面における人才主義をみてきた。こうした九品官人法は、曹操時代のような、極端でやや無定型な唯才主義を改めたものであり、官僚制による王朝支配を円滑ならしめるべく人才主義を統一性をもつてうち出そうとしたものである。このことは文帝の黄初六年から明帝の景初元年まで典選した吏部尚書②衛臻の言葉の中によく表現されている。魏志卷二十二衛臻伝に

明帝即位、進封康郷侯、後転為右僕射、典選舉如前、加侍中、中護軍蔣濟遺臻書曰、漢祖遇亡虜、為上將、周武拔漁父、為太師、布衣廝養、可登王公、何必守文試而後用、臻答曰、古人遺知慧而任度量、須考績而加黜陟、今子同牧野於成康、喻断蛇於文景、好不經之拳、開拔奇之津、將使天下馳騁而起矣

とある。蔣濟は寒微出身で、揚州の別駕から身を起し、曹操にとりたてられてついに明帝朝には護軍將軍・散騎常侍に至ったものである。蔣濟の述べた「文試」という語は、武官の人事にいわば「武試」を典つている護軍將軍としての立場から発されたものであり、具体的には尚書吏部曹における銓衡を指すとみてよいであろう。「漢祖亡虜を遇して上將と為す。布衣廝養も王公に登るべし」という蔣濟の言葉の中には、嘗て曹操がしばしば令に示したと同じく、乱世に抬頭した人物にふさわしい唯才主義、実力第一主義ともいべきものが感

魏前期の人才主義（神矢）

じとれる。ところがそれは衛臻によつて「拔奇」であり「不經の拳」であるとして、乱世を経た創業期にはふさわしくとも、安定した治世にはのぞましくないもの、治世を乱世に逆戻りさせる可能性のあるものとして否定されているのである。ここに魏が受禅後、治世にふさわしく秩序だてられた官吏任用法としての九品官人法運営のあり方を模索しているさまをみることができよう。またその努力が、具体的には尚書吏部曹で行われていることを察することができよう。九品官人法下、中央において人事に当る吏部曹が、少くとも中央の郎官以上と地方の勅授官（刺史・太守・県令など）の銓衡を総管したが、それだけに高度に官吏任用の中央集権化が実現した。尚書吏部曹がいかなる方針に基いて銓衡を行うかによつて、王朝の支配の成否が左右され、官人たるべき士人層の風尚も左右されることは、九品官人法が行われた時代を通じていえることである。魏時代、文帝・明帝はこの吏部の銓衡が正常に行われるべく意を注いでいる。ことに明帝の場合、それが強く出ている。次節ではそうした点をとりあげる。

## 二、発令をめぐる人才主義

### (イ) 皇帝自身による高官人事

文帝は受禅に際し、自身の意向を決定的に打ち出して中央高官の人事を行ったことがある。魏志卷十賈詡伝に、文帝即

魏前期の人才主義（神矢）

位の年である黄初元年に三公の一である太尉に任ぜられた賈詡について

是時文帝為五官將、而臨舊侯植才名方盛、各有党与、有奪宗之議、文帝使人問詡自固之術……於是太子遂定、詡自以非太祖旧臣、而策謀深長、懼見猜嫌、闕門自守、退無私交、男女嫁娶不結高門、天下之論智計者帰之、文帝即位、以詡為太尉

とある。これが文帝の意志によつて決定されたものであることは、右の部分の註に、

魏略曰、文帝德詡之対太祖、故即位首登上司、荀勗別伝曰、晋司徒闕、武帝問其人於勗、答曰、三公具瞻所帰、不可非其人、昔魏文帝用賈詡為三公、孫權笑之

とあることから窺える。ところで、魏志卷二十四崔林伝の註に、魏名臣奏を引き、安定太守孟達が涿郡太守王雄を文帝に薦める上奏と、文帝がそれに答えた詔とを載せている。その詔に

昔蕭何薦韓信、鄧禹進吳漢、惟賢知賢也、雄有瞻智技能文武之姿、吾宿知之、今便以參散騎之選、方使少在吾門下知指帰、便大用之矣、天下之士、欲使皆先歴散騎、然後出扱州郡、是吾本意也

とあり、魏初文帝が天下の人士を先ず散騎として自らの下で「試用」した後、自らの眼識になつた者を州郡の任に就か

せることを理想としていたことが知られる。これは結局実現しなかつたが、この際文帝が要官の人事を吏部曹を経ないで行おうとしたのか、それとも吏部曹を介在させる意向をもつていたのか、必ずしも明らかでない。次の明帝の時代になると、要官の人事を、吏部尚書の予選したものについて、自己の判断に基いて可否を決めるといふ形で行つたことがある。前出の衛臻について明帝朝に吏部尚書となつたのが盧毓である。盧毓は侍中から吏部尚書に遷つたが、毓の転遷によつて生じた侍中の欠員補充について、魏志卷二十二盧毓伝に

使毓自選代曰、得如卿者及可、毓常侍鄭冲、帝曰、文和（鄭冲）吾自知之、更举吾所未聞者、乃举阮武孫邑、帝於是用邑

とある。また司徒の欠員について、同じく盧毓伝に、  
会司徒欠、毓举处士管寧、帝不能用、更問其次、毓対曰敦篤至行、則太中大夫韓暨、亮直清方、則司隸校尉崔林  
貞固純粹、則太常常林、帝乃用暨

とある。ところで高官の人事については吏部尚書以外の官人からの推薦の上奏も少くない。たとえば魏志卷二十二徐宣伝に

遷尚書、明帝即位、封津陽亭侯、邑二百戸、中領軍桓範薦宣曰……窺見尚書徐宣体忠厚之行、秉直亮之性……今僕射欠、宣行掌後事、復心任重、莫宜宣者、帝遂以

宣為左僕射

とあり、魏志卷二十四崔林伝に

景初元年、司徒司空並欠、散騎侍郎孟康薦林曰……竊見司隸校尉崔林……誠台輔之妙器、衰職之良才也、後年遂為司空、

とある。このような推薦はことに皇帝近侍の官である侍中や散騎常侍から多かつたであろう。これらは皇帝に朝廷内の人材についての情報を供し、皇帝の人事決定の資ともなつたのであろう。

右は、要するに、文帝・明帝が、少くとも対内的には強力な軍事力を基盤として官吏層に臨んだだけに、その要官人事にあつても、任命大権をもつものとしての自己の存在を十分認識させたということである。ただし、これは帝の「恣意」を介入するということではなくて、皇帝が官制上正当な人事人材登用が行われるべく努力し得る力をもつということである。

(四) 文帝・明帝時代における吏部の銓衡

文帝の治世は七年、明帝のそれは十三年であるが、文帝・明帝が任命大権の優越性を保ち得たということは、官制的には吏部曹における人事銓衡に人材主義が貫かれるという形で理解される。ただし文帝の時代、受禪の直後であること、そ

魏前期の人才主義（神矢）

の治世の短いことなどから、吏部における銓衡の具体像は明帝の時代ほど明確ではない。しかしこの間にあつても、前節で挙げた文帝朝から明帝朝はじめまで在任した吏部尚書衛臻の言葉から、九品官人法の枠の中で秩序立てて人才主義を貫き得る銓衡のあり方が模索されつつあつたことが窺える。

次に明帝時代であるが、明帝は二十三歳の若さで即位したが、即位当初から親政の意志を強くあらわした。その親政は政務の万般にわたっているが、吏部における銓衡についてもさまざま配慮をしている。

まず注目されるのは、明帝が銓衡にたずさわる官吏―選人が、私託や情誼関係に左右されないよう腐心していることである。明帝即位当時に尚書吏部郎であつたと思われる諸葛誕について、魏志卷二十八諸葛誕伝に

入為吏部郎、人有所屬託、輒頭其言、而承用之後、有当否則公議其得失、以為褒貶、自是群僚莫不慎其所舉

とあるが、これは吏部への属託があつたことと、吏部郎がそれを独自の方法で防ごうとしたことを示している。ところで吏部尚書盧毓について、晋書卷四十四華廩伝に

廩字字長駿、弘敏有才義、妻父盧毓典選③、難孝姻戚、故廩年三十五不得調、晚為中書通事郎

とある。また吏部郎許允について、魏志卷九夏侯玄伝註に引く魏氏春秋に

允為吏部郎、選郡守、明帝疑其所用非次、召入將加罪、允妻阮氏既出謂曰、明主可以理奪、難以情求、允領之而入、帝怒詰之、允對曰、某郡太守雖限滿文書先至年限在後、日限在前、帝前取事視之乃釈遣出、望其衣敗曰、清吏也、賜之

とある。兩記事は相俟つて明帝が吏部の銓衡において、選官への屬託や選官個人の情誼關係が作用するのを否定しているのを察せしめる。先の諸葛誕伝の記事も、蓋しこうした線に沿つて読むべきであろう。

さて、右に明帝が吏部郎許允の用うる所が「非次」であると疑い、それを咎めているのは、ここに正當な「次」を決すべき銓衡のあることを窺わしめる。こうした銓衡を行えば、自ら選官の裁量に委ねられる部分がごく少くなる。これは魏初の九品官人法のしくみ上、少くも理念上、人才主義を貫くことになるのであるが、今それをみていく。

まず吏部の銓衡において基本的な資料とされるものを検討しよう。その第一は第一節で述べた中正の状であるが、それ以外の官人としての閱歴功勞―薄伐がある。魏志卷二十一傳叢伝に、傅叡が劉劭の作つた考課の法（後述）を難した文章を載せている。その文に

（前略）其選才三職、專任吏部、案品狀、則実才未必當任薄伐、則德行未為叙、如此則殿最之課、未及人才、述

綜王度、敷贊國式、体深義広、難得而詳也

とある。傅叡の當時の銓衡のあり方に対する批判の可否はしばらくおくが、この文から當時の吏部の銓衡において、状は起家に決定的にはたらくが、起家後の遷転昇進には、状に加えて薄伐―閱歴功勞―が問題とされるのがわかる。ただし今問題としている郡中正時代の九品官人法において、状が後の州大中正時代と同じく、閱歴功勞や貶黜をとり入れて改作されていたかどうかは不明である。管見の及ぶ限り、郡中正時代に状が改作されていたことを示す史料は見当たらない。なお明帝の治世末に考課の法が制定されたが、それ以前にあつても、薄伐が銓衡に資されたであろうことは推測できる。魏志卷十五梁習伝に、文帝時代のこととして

文帝踐阼、復置并州、復為刺史、進封申門亭侯、邑百戸  
政治常為天下最

とあるのはそれを察せしめる。少くとも、官吏個々の閱歴功勞が、遷転昇進に何ら意味をもたなかつたといふことは考えられない。

今やや図式的に吏部の銓衡を論ずると、吏部では一官に欠員が生じることには補充適任者を案じる。その際未就官者については状、既就官者については状・薄伐に基いて銓衡を行なうわけであるが、後者の銓衡の対象になる在官の官人は、官序の上で遷転昇進の時期にあたつてゐる者である。吏部曹で

は彼等の遷転昇進についてある程度客観的な序列をつくつていたと思われる。以上の手続きをもつて、未就官者・既就官者を通じ、欠員の生じた官の最適任者を選ぶのが吏部の銓衡である。吏部郎許允が用いる所が「非次」であることを疑われたというのは、この序列の無視、紊乱、或はその官品に相応しない者の挿入などを指すとみてよいであろう。銓衡に際しての「次」つまり順序次第に関するものとして、外に魏志卷十二毛玠伝に、毛玠が曹操の司空丞相の掾として選挙にあずかつていた時のこととして

文帝(曹丕)為五官將、親自詣玠、屬所親眷、玠答曰、老臣以能守職、幸得免戾、今所説人、非選次、是以不敢奉命

とあるのがあげられる。右の記事は九品官人法制定以前のものであるが「次」の何たるかを察せしめるに足る。また晋書卷四十三山濤伝に、「山濤啓事」を行なつたことで有名な西晋武帝朝の吏部尚書山濤について

濤再居選職十有餘年、每一官欠、輒啓擬數人、詔旨有所向、然後顯奏、隨帝意所欲為先、故帝之所用或非舉首、衆情不察、以濤輕重任意、或譖之於帝、故帝手詔戒濤曰、夫用人惟才、不遺疎遠卑賤、天下便化矣、而濤行之自若とある。この記事はやや難解であり、そこにいくつかの問題を含んでいるが、ここではただ山濤が欠員の生じた官の適任

魏前期の人才主義(神矢)

者に擬した数人が「挙首」をはじめとして序列を以て列記されていたことを示しているのを指摘するに止める。こうした「挙首」を設けるようなことは、恐らく魏初にも存在していたことであろう。すなわち、魏志卷二十二盧毓伝に、

会司徒欠、毓举処士管寧、帝不能用、更問其次、毓对曰、敦篤至行、則太中大夫韓暨、亮直清方、則司隸校尉崔林、貞固純粹、則太常常林、帝乃用暨、

とある。右は明帝が吏部尚書の予選したものについて、自己の判断によつて可否を決めるといふ形で要官の人事を行つた例として前款に引いたものである。文中に「更に其の次なるものを問う」とあるのは、吏部尚書盧毓が司徒の適任者として列挙した人士に序列があることを察せしめる。右の場合、処士管寧が「挙首」であろう。三公である司徒の銓衡に処士が挙がつていることは破格であり注目に値するが、管寧については後述する。要するに魏の明帝時代にあつても、欠員の生じた官に当てるべき人士には、ある程度客観的に付された序列があつたとみてよいであろう。明帝は選官が私意を以てその序列を乱さないことを要求していたのである。こうした銓衡のあり方は、郡中正時代の九品官人法では、状が豪族勢力の大小をそのまま反映しておらず、豪族勢力以外の者にも官達を可能にするという意味で人才主義をうち出していたことと相応するもので、吏部における銓衡に選官の私意私情を

魏前期の才主義（神矢）

まじえないことも結局才主義を貫くという線にそつて理解すべきであろう。

ところで魏志その他の当該時代の史料には、右のような吏部の「序列」を基調とした銓衡から外れた人事として大挙一高官の相薦が行われたことが出ている。以下、少しくその点をみることにする。

晋書卷四十一劉寔伝所載の崇讓論の中に

……故自漢魏以來、時開大挙、令衆官各挙所知

とある。これに該当するものとして、魏志卷二十七王昶伝に明帝時代のこととして

青龍四年詔、欲得有才智文章、謀慮淵深、料遠若近、視

昧而察、籌不虛運、策不徒発、端一小心、清修密靜、乾

乾不解、志尚在公者、無限年齒、勿拘貴賤、卿校已上、

各挙一人、太尉司馬宣王（懿）、以昶応選、

とある。また魏志卷二十一劉劭伝に、同じく明帝時代のこととして

時詔書博求衆賢、散騎侍郎夏侯惠薦劭曰、伏見常侍劉

深忠篤思、体周於数（下略）

とある。こうした大挙は必ずしも明帝の時に止まらない。すなわち魏志卷十三華歆伝に文帝時代のこととして

黄初中、詔公卿、挙独行君子、（司徒）歆、管寧、帝以安

車徵之

とある。また魏志卷十一管寧伝に、明帝について即位した齐王芳の正始二年に、太僕陶丘一らが管寧を薦めた文が載せられているが、その文に

（前略）黄初四年、高祖文皇帝、疇諮羣公、思求俊又、

故司徒華歆、挙（管）寧、寧、公車特徵、振翼遐裔、翻

然来翔、行遇屯厄、遭罹疾病、即拜太中大夫、烈祖明皇

帝、嘉美其德、登為光祿勳、寧疾弥留、未能進道、（下

略）

とある。これらのもつ意味は、第一に、皇帝が広く人才を求めるといふ姿勢を誇示したところにある。第二に、それと関連するが、九品官人法という官吏登用制度から漏れた「遺賢」を挙げることに、状を付与されなかつた優秀な人才が地方にとどこおることをいささかも防ぐというところにある。右の史料中、司徒華歆が「処士」管寧を挙げていることはその意味で注目し得る。ただし管寧個人は魏志本伝によれば「隠士」であり、文帝・明帝・齐王芳と三代の間これを推薦する者が絶えなかつた。その点に注目すると、それは皇帝の才主義に応ずるものとしてよりは、「招隠」の思想として解すべきであると思われる。しかしそれにしても魏帝が「無限年齒勿拘貴賤」「博求衆賢」「思求俊又」等と掲げて大挙を開いていること自体は、選挙制度に漏れた人才を挙げることを目的としていたとみてよいであろう。

第三に、大才を得るところにある。尚書吏部曹は状と薄伐とによつて銓衡を行うが、このしくみでは朝廷が真に重用すべき大才を見出すのは困難である。右の史料中、太尉司馬懿が王昶（揚州刺史、揚烈將軍）を、散騎侍郎夏侯惠が劉劭（散騎常侍）を挙げたのは、皇帝が朝士の才能についての情報を得、大才を見出し得る助けとなる。

以上見てきた大率の類を明帝はその治世に幾たびか行つたが、人才主義の見地からみて、どれほどの効果があがつたかは不明である。裴松之は魏志劉劭伝の前掲の記載について

臣松之以為、凡相稱薦、率多溢美之辭、能不違中者或寡矣（下略）

という批判を注している。しかしその結果とは一応關係なく現行の選挙制度のもつ欠陥への認識とその補訂の意図とみてよいであろう。今このことを少しく側面からみてみよう。前出の吏部郎許允に関する世説新語賢媛篇所収の記事に

許允為吏部郎、多用其鄉里、魏明帝遣虎賁收之、其婦出誠允曰、明主可以理奪、難以情求、既至、帝覲問之、允對曰、拳爾所知、臣之鄉人、臣所知也、陛下檢校為稱職與不、若不稱職、臣受其罪、既檢校、皆官得其人、於是乃釈、允衣服敗壞、詔賜新衣、初允被收、拳家号哭、阮新婦自若云、勿憂、尋還、作粟粥待、頃之允至

とある。この記事は魏志卷九夏侯玄伝註に、明帝が許允の用

魏前期の人才主義（神矢）

うる所が非次ではないかと疑つたという前掲の魏氏春秋の記事と並べて引かれているものである。魏氏春秋のその部分は世説においては、明帝が許允が同郷人を多く用いたことを咎めたことになつている。この世説の記事は内容からみて、魏氏春秋を下敷きに、「賢媛」をテーマとしてより面白く改竄されたと思われるふしが多く、④史料として用いることには難点があるが、「多く其の郷里を用いた」という明帝の嫌疑に對する許允の機知に富んだ弁解の辭には、吏部における銓衡のしくみと、当時の一般人士が抱いていたであろう官吏任用の理想いや形式的なものではあるが、との間のずれを感ぜしめるものがある。ところで許允の「拳爾所知、臣之郷人臣所知也」という言辭は論語の文句を踏んでいる。論語子路第十三に

仲弓為季氏宰問政、子曰、先有司赦小過、拳賢才、曰、焉知賢才而拳之、曰、拳爾所知、爾所不知、人其舍諸、

（孔安国云、女所不知者、人將自拳其所、則賢才無遺、）とある。賢才を遺漏なく挙げるためには、人が「現実には官吏がそれぞれ知る所の賢才を挙げるのがよい」とする孔子の主張は、百官の選挙を専ら吏部が行なうという制度の下では否定されなければならない。吏部尚書なり吏部郎なりがその知る所を挙げることは単なる私邪でしかあり得ず、九品官人法の目的とする選挙の中央集権の実を失わしめるものとな

る。明帝が大いにこれを危惧していることは先に見たごとくである。とはいえもし明帝が世説賢媛に描出される情景にあつたなら、帝は許允の答辞にも大いに衝撃を受けたことであろう。事実、尚書吏部曹が人事を專管するために、人才を知る道が狭められるという欠点が生じ得ること、また現実に行であつたことは、郡中正時代の魏のみならず、九品官人法が行なわれた時代を通じて九品官人法の根本的な欠陥の一つとして意識されていたといえる。その故に古の郷举里選にかえれという論議も存するのである。なお「挙爾所知」という論語の言葉が、賢才を挙げるについで、古典におけると同様現実の生きた理想として当時存在したことは、他に多く引用のあることから知られる。例えば、魏志崔林伝注に引く魏名臣奏に

安定太守孟達薦（王）雄曰、臣聞、明君以求賢為業、忠臣以進善為效、故易称拔茅連茹、伝曰、挙爾所知、臣不自量、竊慕其義（下略）

とある。文中に引く易の文句「拔茅連茹」は賢者がその同類を薦めることをいい、「挙爾所知」と類似の表現である。また前掲の晋書劉寔伝に引く崇讓論にも

……因資用人有失久矣、故自漢魏以來、時開大學、令衆官各舉所知

とあり、大學の原則が「挙爾所知」であることを明瞭に示し

ている。また右で、漢魏以來時に大學を開く必要があつたのは、「資によつて人を用うること」に失が有る」からであるといっているが、崇讓論全体の構成からみてもこの「資」は魏にあつては状・薄伐であると推測できる⑤。翻つて思うに、吏部における銓衡が、状・薄伐により全体的には書類を中心として行われるといふことは、九品官人法の機構上、そうあるべきはずのものであつた。しかしそこでは大才を「次」を越えて抜くといふことはできない。それだけに明帝の「開大挙」は、たとえそれが吏部の正常な選挙を妨げる嫌があるにしても、当時の九品官人法そのものもつ欠陥への認識とその欠陥を改めて行くといふ姿勢との現われとして理解すべく、それだけに吏部の銓衡と「開大挙」とはより高い次元の人才主義において統一されるべきものである。

最後に、明帝の人才主義が切実な必要に迫られたものであることについてふれておく。

明帝の治世は対内的には一応安定していた。しかし当時は依然三国鼎立の時代であり、明帝の即位まもない太和元年春三月には、蜀將諸葛亮が漢中に出兵しており、以後もその治世を通じてたえず呉・蜀との攻防をくり返していた。こうした時世に対処して、明帝が真の人材を捜求したことは当然である。本稿は中央吏部の銓衡にかかる文官の人事を論述するものであるが、当時文官・武官は専門化しておらず、昨日ま

での内官が、急の外患に対処して、今日は將軍号を帯びて出征するといったことが頻繁に起つていた。それだけに、人オ主義の必要性に文武官の別はなかつたのである。ところで魏志卷十六杜恕伝所載の杜恕の上奏に、軍事の際に明帝の発した詔を収めて

毎有軍事、詔書常曰、誰當憂此者邪、吾當自憂耳、近詔又曰、憂公忘私者、必不然、但先公後私、即自弁也、伏讀明詔、乃知聖思究尽下情 (下略)

とあり、不断の外患に対処する明帝の苦悩と人オの得難いことに対する焦慮とを十分窺うことができる。こうした様態であるだけに、明帝が人オ主義を貫こうとする意欲は強烈とならざるを得なかつたと思われる。なお、杜恕の上奏にはまた明帝が台閣における禁令不遵守や請属を警戒してとつた処置がかえつて弊害を生んでいることを挙げて

……陛下又患台閣禁令之不密、人事請属之不絶、聽伊尹作迎客出入之制、選司徒更惡吏、以守寺門、威禁由之、実未得為禁之本也 (圈点部分は、資治通鑑に引かれた本文では「定迎客出入之制、以惡吏守寺門」に作つてゐる)とあり、明帝が「迎客出入の制」なるものを設けたことが出ている。その詳細を明らかにする材料は管見の及ぶ限り見当たらないが、官寺の門に吏を配置して訪問者を監視させ、人事の私託などを減じようとしたものであることは十分推測でき

魏前期の人オ主義 (神矢)

る。この制は杜恕の上奏のごとく悪弊を生じたかも知れないが、しかし対外状勢が險惡であることを考えると、制度自体としては、対内的引き締めの一環としてかえつて厳しく励行されようとしたともいえよう。

### 三、考課の法制定について

明帝が、尚書吏部曹における銓衡にあたり、選官の裁量に委ねる部分を極力少くし、また選官への属託はあたり限りこれを防ぐべき措置を構じて、九品官人法の本来の人オ主義を最大限有効に機能させることを計つたとしても、現実にはさまざまな困難、欠陥が生じている。本節はこうした欠陥に対するいわば締め直しの意味をもつて考課の法が作成されたと思われ、これをみていくこととする。

魏志盧毓伝に、盧毓が吏部尚書であつた時のこととして  
前是諸葛誕・鄧颺等馳名譽、有四愆八達之謂、帝疾之、時掾中書郎、詔曰、得其人与否、在盧生 (毓) 耳、選掾莫取名、名如画地作餅、不可啖也

とあり、当時「四愆八達」と称されたいわゆる浮華勢力のことが出てゐる。その浮華とは、人物評価を含む談論をするグループで行なううわつた人物評価のことである。その人物評価は、選挙に反映させることを目的としてゐる。こうした浮華に身に委ねる「浮華の徒」の出現を、越智氏は郡中正制

度のしくみから説明しておられる⑥。すなわち、第一節で見  
たような選挙のしくみがあるため、魏受禅後も、単家寒微の  
出身であつても、中央で得た高い評判を郷論を得たという形  
で状に反映させることができ、中央の官吏として高官に就く  
ことが可能であつた。このことはそれなりに評価すべきであ  
るが、そのしくみは一方で別の作用をする。つまり中央（だ  
け）で名声を得ることができ、しかもそれが郷論とされてい  
たために、仲間が集つて内輪ほめをし、浮華の風潮が生じ、  
浮華の徒が盛んに現われるに至つた。右の盧毓伝に示される  
時点には、名声が事実と違つていとあるが、そこには当然  
才主義を否定するような傾向が現われているとすべきであ  
る。このようになつてくると、九品官人法は、いわば魏の存  
立をかけた才主義が裏目に出て、かえつて同法を才主義  
的に運営することを妨げているという事態に陥つているとし  
なければならぬ。明帝はこの浮華の風潮を憎み、即位まも  
ない太安四年に次のような詔を出している。魏志明帝紀太安  
四年春二月壬午の条に

詔曰、世之質文、随教而変、兵乱以来、經学廢絶、後世  
進趣、不由典謨、豈訓導未洽、将進用者、不以徳頭乎、  
其郎吏学通一經、才任牧民、博士課試、擢其高第者亟用  
其浮華不務道本者、皆罷退之、

とある。この時、浮華の徒が官界から追放されたことについ

は、魏志卷九曹爽伝註に鄧颺について

魏略曰……初颺与李勝等、為浮華友、及在中書、浮華事  
発、被斥出、遂不復用、

とあり、前出の「四窓八達」について、魏志卷二十八諸葛誕  
伝に

果遷御史中丞尚書、与夏侯玄・鄧颺等相善、収名朝廷、  
京都翕然、言事者以誕颺等修浮華合虚誉、漸不可長、明  
帝惡之、免誕官

とあり、同箇所註に

世語曰、是時当世俊士散騎常侍夏侯玄尚書諸葛誕・鄧颺  
之徒、共相頭表、以玄等四人為四聰、誕輩八人為八達、  
中書監劉放子熙・孫資子密・吏部尚書衛臻子烈、三人咸  
不及比、以父居勢位、容之為三掾、凡十五人、帝以構長  
浮華、皆免官廢職

とあることから知られよう。右の諸葛誕伝註の世語にみるこ  
とく、「四窓八達」は鄧颺を除けば、おおむね曹氏に依付し  
て中央官人層となつた高官の子弟である。なお彼等の浮華の  
行為に人士が付すこと、錚々たるメンバーを集めた彼等のク  
ループに依つて評価を得ることに「京都翕然」（諸葛誕伝）  
たる状を呈することは、明帝にとつて到底たえがたいもので  
あつたであろう。

さて明帝が吏部尚書盧毓に、「選挙は名を取る勿れ、名は

地に画きたる餅の如く、啖ふべからず」という言葉を以て、  
狀に盛りこまれた虚名である名声を銚衡に資さないことを要  
求したことは前にみた。これに対する盧毓の答えは、同じく  
盧毓伝に、前引の部分について、

毓対曰、名不足以致異人、而可以得常士、常士畏教慕善  
然後有名、非所当疾也、愚臣既不足以識異人、又主者正  
以循名案常、但当有以驗其後、故古者敷奏以言、明試以  
功、今考績之法廢、而以毀譽相進退、故真偽溷雜、虚実  
相蒙、帝納其言、即詔作考課法

とある。盧毓は、尋常の士はほほ名を以て判断できるもので  
あり、選挙が名によることは否定すべきでない、ただし考課  
の法を設けて治績によつて名の虚実を頭わすべきである、と  
している。なお、盧毓の前任者衛臻は、中護軍蔣濟の「漢祖  
遇亡虜、為上將、周武拔漁父為太師、布衣厮養、可登王公、  
何必守文試而後用」という問に、「古人遺知慧而任度量、須  
考績而加黜陟云々」と答えている。(前出)ここに、漠然と  
ではあるが、考課の法の必要を認めていることが窺われよう。  
明帝は盧毓の進言を得て直ちに散騎常侍劉劭に命じて考課の  
法を作成せしめた。これは、明帝が、任官に際して人才主義  
を貫こうといかに努力しても、そこにその人事のしくみ自体  
の欠陥からくる不確かさを除き得ないのを知っており、それ  
が盧毓の進言をきつかけとして、任官後の治績主義によつて

補完するという形をとろうとしたものとして理解されよう。  
その処置は同然、曹操以来の伝統であり、明帝朝において漸  
く制度的に整備されつつある科法⑦の尊重にもつながる。考  
課の法作成を拜命した劉劭は、それ以前にも科令(新律十八  
篇)制定などにたずさわっている。

劉劭の編んだ都官考課の法は、朝廷内に考課に関する大議  
論をまきおこした。劉劭の考課の法に対する反論の中で注目  
すべきものをあげると、魏志卷二十一傳嘏伝に

嘏難劭論曰、(前略)夫建官均職、清理民物、所以務本  
也、循名考実、糾勸成規、所以治末也、本綱未舉而造制  
未呈、国略不崇而考課是先、懼不足以料賢愚之分、精幽  
明之理也、昔先王之択才、必本行於州閭、講道於庠序、  
行具而謂之賢、道修則謂之能、鄉老獻賢能于王、王拜受  
之、舉其賢者、出使長之、科其能者、入使治之、此先王  
収才之義也、方今九州之民、爰及京城、未有六郷之舉、  
其選才之職、專任吏部、案品狀、則実才未必当、任薄伐、  
則德行未為叙、如此則殿最之課、未尽人才、述綜王度、  
敷贊国式、体深義広、難得而詳也

とある。傅嘏は六郷の舉がなく、選才の職が専ら吏部に任せ  
られているという先王の制にかなわない選挙制度を施行して  
いる現状で、考課を行なうのは末を治することであると主張  
している。傅嘏の主張は、魏朝の九品官人法―郡中正制度と

魏前期の人才主義（神矢）

吏部が人事銓衡を專管する制度の総体一が、人事の中央集権と人才主義の貫徹を目的とした魏朝の存亡をかけた選挙制度であるという観点を没却している。明帝の苦悩は結局、露呈された九品官人法の欠陥がおおむねその元来の目的と原則に由来する点にあったといえるであろう。状による銓衡は人才主義をいきづまらせ、選官の裁量に委ねる部分はいかにしても残り、私託私情をとりしめることにも限度がある。明帝はこれらすべての解決を考課に求めていたであろう。魏氏の人材主義、或は郡中正制度に盛りこまれた人才主義の理念は考課の法を得て始めて完成されるしくみにあつたといつてもよいであろう。

劉劭の考課の法は明帝の死去によつて行われなかつたと劉劭伝にはある。しかし行われなかつたのは、ただに明帝の死去によるものではない。それは将来魏氏にとつてかわる野心をもつ司馬氏が、九品官人法を新しい原理のもとに作り改めその下で司馬氏自身のための人才主義を貫こうとしたがためである。この点は稿を新たにして論ずる。

註

① 越智重明氏「魏王朝と士人」（史淵第百十一輯）・「魏時代の九品官人法について」（九州大学東洋史論集二）。

なお魏初の九品官人法において郷品の機能を重視する研究者もあるが、本稿は越智氏の郡中正時代には郷品は存在しなかつたという見解に従つた。

② 正確には尚書右僕射で典選している。

③ 盧毓は明帝時代と明帝死後の司馬氏執政時代と二度にわたつて典選しており、この記事が明帝朝のものであるとは断定できない。しかし華廋の死去の年、任官の年齢から推せば、明帝時代のものであることはほぼ確実である。

④ 魏氏春秋は晋の孫盛撰。世説新語は宋の劉義慶撰。

⑤ この点については稿を新たにして述べる。

⑥ 越智重明氏前掲「魏王朝と士人」。

⑦ 宮川尚志氏「三国時代の国家観念と科法の尊重」（鎌田博士還暦記念歴史学論叢）